

高知大学医学部看護学科授業科目履修規則

平成16年4月1日
規則第229号

最終改正 令和7年2月21日規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部規則（以下「医学部規則」という。）第7条、第11条、第12条、第14条及び第15条の規定に基づき、医学部看護学科（以下「看護学科」という。）の教育課程を定めるとともに、看護学科における授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

(教育課程)

第2条 看護学コースの教育課程は別表1のとおりとし、公衆衛生看護学コースの教育課程は別表2のとおりとする。

(授業科目の種類、履修方法及び卒業要件単位数)

第3条 授業科目の種類は、履修の方法により、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

2 必修科目は、原則として、当該授業科目の配当年次で履修するものとする。

3 3年次に開設される実習科目の履修に当たっては、3年次の第1学期末までに終わる必修科目（公衆衛生看護学コースの保健師資格関連科目を除く。）の全ての単位を修得していなければならない。

4 選択科目の履修方法及び卒業の要件としての修得単位数は、別表1及び別表2のとおりとする。

(単位修得の認定)

第4条 医学部規則第11条及び第12条に規定する授業科目の単位修得の認定は、講義及び演習については3分の2以上、実習にあつては5分の4以上の授業に出席したものについて行うことを原則とする。

(進級の認定)

第5条 医学部規則第14条に規定する進級の認定は、別表3左欄に掲げる時期に行い、同表中欄に掲げる授業科目の単位を修得した者について進級を認める。同表中欄に掲げる授業科目の単位未修得者については、同表右欄に掲げる措置をとるものとする。

(単位の算定)

第6条 科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (2) 演習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習に関しては15時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 実習については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、看護学科専門科目以外の実習については、30時間以上の授業をもって1単位とすることができる。

(教育職員免許状)

第7条 養護教諭一種免許状取得希望者は、次の各号に規定する科目の単位を修得しなければならない。

- (1) 養護に関する科目

別表4に定める科目の中から、必修科目35単位を修得しなければならない。

- (2) 教育の基礎的理解に関する科目等

別表5に定める科目27単位を修得しなければならない。

- (3) 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第66条の6に定める科目

国際コミュニケーション科目の中から「英会話Ⅰ」1単位及び「英会話Ⅱ」1単位並びに数理・データサイエンス・AI科目の中から「情報とデータリテラシー」2単位を修得するとともに、生きる力を育む科目の中から「スポーツ科学講義」又は「スポーツ科学実技」2単位及び視野を広げる科目の中から「憲法を学ぶ」2単位を修得しなければならない。

2 「養護実習」は、前年度までに別表4に定める科目のうち「学校保健論」1単位、「養護概説」2単位及び「食生活論」1単位を修得済みで、かつ、前年度までに別表5に定める科目について「教育学・教育課程概論」2単位、「教職入門」2単位、「教育制度論」2単位、「教育心理学概論」2単位、「特別支援教育入門」2単位、「生徒指導（養護）」2単位及び「教育相談」2単位のすべてを含み18単位以上を修得済みで養護実習事前指導を終了している者のみ受講することができる。

3 「教職実践演習（養護）」は、養護実習を終了又は年度内に終了見込みの者で、年度当初において、当該年度の履修により教育職員免許状取得に必要な単位をすべて修得し、卒業することが可能な状態である者のみ受講することができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、看護学科における授業の実施に関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年9月30日に国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定により存続することとされていた高知医科大学に学部の卒業を目的として在学し、引き続きこの規則の施行日に在学する学生の教育課程の履修については、なお従前の例による。
- 3 編入学等によって前項に規定する学生と同じ学生に入学等を許可された者に係る教育課程の履修については、当該者と同じ学年の者に係る前項の例により取り扱うものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前入学生に対する別表1の適用は、従前の例による。

附 則（平成20年2月5日規則第54号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前入学生については、改正後の本規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月17日規則第20号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前入学生については、改正後の本規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月6日規則第81号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前入学生については、改正後の本規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年2月23日規則第125号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学生については、改正後の本規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年10月25日規則第40号）

この規則は、平成22年10月25日から施行する。

附 則（平成23年 1 月24日規則第63号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学生については、改正後の本規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年 7 月25日規則第21号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学生については、改正後の本規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年 1 月30日規則第54号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学生については、改正後の本規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年 1 月23日規則第60号）

この規則は、平成25年 1 月23日から施行する。

附 則（平成25年 9 月30日規則第46号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学生については、改正後の本規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年 9 月28日規則第32号）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 編入学等によって前項ただし書きに規定する学生と同じ学年に入学等を許可された者に係る教育課程の履修については、当該者と同じ学年の者に係る前項の例により取り扱うものとする。

附 則（平成30年 7 月23日規則第31号）（改正 平成31年 3 月18日規則第87号）

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生については、この規則による改正後の高知大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 編入学等によって前項に規定する学生と同じ学年に入学を許可された者（以下「編入学生」という。）に係る教育課程の履修については、当該者と同じ学年に係る前項の例により取り扱うものとする。ただし、編入学生のうち、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）及び教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）の規定により、これらの規定による改正前の教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施

行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定により教育職員免許状授与の所要資格を得ることができる者とされる者以外の者に係る教育職員免許状授与の所要資格を得るための授業科目の履修については、この限りではない。

- 4 転入学等によって平成31年度以降入学生と同じ学年に入学等を許可された者のうち、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）及び教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）の規定により、これらの規定による改正前の教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定により教育職員免許状授与の所要資格を得ることができる者に係る教育職員免許状授与の所要資格を得るための授業科目の履修については、この規則による改正後の高知大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月26日規則第36号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 編入学等によって前項ただし書きに規定する学生と同じ学年に入学等を許可された者に係る教育課程の履修については、当該者と同じ学年の者に係る前項の例により取り扱うものとする。

附 則（令和3年7月26日規則第14号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学生及び編入学等によって令和3年度以前の入学生と同じ学年に入学等を許可された者については、この規則による改正後の高知大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月4日規則第66号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学生及び編入学等によって令和3年度以前の入学生と同じ学年に入学等を許可された者については、この規則による改正後の高知大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月26日規則第52号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、この規則による

改正後の高知大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年9月19日規則第35号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、この規則による改正後の高知大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月21日規則第69号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、この規則による改正後の高知大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1 教育課程表（看護学コース）（第2条、第3条第4項関係）

区分	細目区分又は分野等	授業科目	修得区分	単位数(総時間数)				卒業要件 単位数
				1年	2年	3年	4年	
大学 科目 での たの	大学基礎論	大学基礎論	必	2(30)				31
	学問基礎論	学問基礎論	必	2(30)				
	課題探求実践セミナー	課題探求実践セミナー	必	2(30)				
国際 コミュニ ニ	基軸英語	大学英語入門	必	2(30)				
		英会話Ⅰ	必	1(30)				
		英会話Ⅱ	必	1(30)				
	国際英語 初修外国語・日本語		選					
AI サイエ タ・	数学 ・エ	情報とデータリテラシー	必	2(30)				
		データサイエンス入門	必	2(30)				
生きる 力を 育	生活		選					
	医療・健康・スポーツ	環境保健学	必	1(15)				
	キャリア形成		選					
	芸術		選					
視野 を広 げる 科目	人文・社会科学 系領域	生命倫理学	必	1(15)				
		コミュニケーション論	必	1(15)				
		家族社会学	必	1(15)				
		社会学	必	1(15)				
	自然科学系領域 複合領域		選					
			選					
基礎医学	基礎医学	身体のしくみ	必	4(60)				
		栄養学	必	1(15)				
		生化学	必	1(15)				
		身体の働き	必	2(30)				
		感染と免疫	必		2(30)			
		薬の効用と看護	必		2(30)			
		看護と病態	必		2(30)			
		病態と治療	必			2(30)		
	健康支援	看護情報論[演]	必	1(30)				
		健康学習援助論	必	1(15)				
		臨床心理学	必		1(15)			
		保健医療福祉行政論	必			2(30)		
		社会保障論	必				2(30)	
		公衆衛生看護学概論	選		2(30)			
公衆衛生看護技術論Ⅰ	選		2(30)					
基礎看護学	基礎看護学	基礎看護学概論	必	2(30)				
		生活援助論[演]	必	2(60)				
		看護倫理	必	1(15)				
		看護理論	必	1(15)				
		治療援助論[演]	必	2(60)				
		ヘルスアセスメント[演]	必		1(30)			
		看護過程論	必		2(30)			
		基礎看護学実習Ⅰ	必	1(45)				
		基礎看護学実習Ⅱ	必		2(90)			

専門科目	地域・在宅看護学	地域看護学	必	2(30)				9
		在宅看護学概論	必		2(30)			
		在宅看護援助論[演]	必			2(60)		
		コミュニティ共生実習	必	1(45)				
		在宅看護学実習	必			2(90)		
	成人看護学	成人看護学概論	必		2(30)			10
		成人看護援助論[演]	必		2(60)			
		がん看護学とターミナルケア	必			2(30)		
		成人看護学急性期実習	必			2(90)		
		成人看護学慢性期実習	必			2(90)		
	高齢者看護学	高齢者看護学概論	必		2(30)			7
		高齢者看護援助論[演]	必		2(60)			
		高齢者看護学実習Ⅰ	必	1(45)				
		高齢者看護学実習Ⅱ	必			2(90)		
	小児看護学	小児看護学概論	必		2(30)			7
		小児看護援助論[演]	必			2(60)		
		健やか親子実習	必	1(45)				
		小児看護学実習	必			2(90)		
	母性看護学	母性看護学概論	必		2(30)			6
		母性看護援助論[演]	必			2(60)		
		母性看護学実習	必			2(90)		
	精神看護学	精神看護学概論	必		2(30)			6
		精神看護援助論[演]	必			2(60)		
		精神看護学実習	必			2(90)		
	統合と実践	医療安全論	必		1(15)			7
		災害看護学[演]	必				1(30)	
		看護管理学	必				1(15)	
		国際看護活動論	必				1(15)	
		多職種連携・地域生活者支援実習	必				1(45)	
		統合看護実習	必				2(90)	
	看護研究	保健統計学	必			2(30)		5
		看護研究の基礎[演]	必			1(30)		
		卒業研究[演]	必				2(60)	
	看護探求	看護データサイエンス	選必	1(15)				3
		実践看護英語	選必		1(15)			
		看護先端技術	選必		1(15)			
		国際援助と保健資源	選必		1(15)			
		家族看護学	選必		1(15)			
		保健医療情報学	選必			2(30)		
		原著講読	選必				2(30)	
看護学特別研究		選必			1(15)			
養護教諭 関連科目	食生活論 【※4】		1(15)				/	
	養護概説			2(30)				
	学校保健論				1(15)			
	産業保健論					1(15)		
				卒業要件単位数計			128	

[演]：演習 必：必修科目 選必：選択必修科目 選：選択科目

【※1】 選択科目は国際コミュニケーション科目のうち国際英語又は初修外国語・日本語から1単位を含め12単位以上修得すること。なお、「スポーツ科学講義」及び「スポーツ科学実技」については合わせて4単位を卒業要件単位数に組み入れることができる上限とする。

【※2】 看護学コースの卒業要件単位数には含まれない。

【※3】 選択必修科目より3単位以上修得すること。

【※4】 視野を広げる科目の選択科目でもある。

別表2 教育課程表（公衆衛生看護学コース）（第2条、第3条第4項関係）

区分	細目区分又は分野等	授業科目	修得区分	単位数(総時間数)				卒業要件単位数
				1年	2年	3年	4年	
大学科目 かたの	大学基礎論	大学基礎論	必	2(30)				31
	学問基礎論	学問基礎論	必	2(30)				
	課題探求実践セミナー	課題探求実践セミナー	必	2(30)				
国際コミュニケーション科目	基軸英語	大学英語入門	必	2(30)				
		英会話Ⅰ	必	1(30)				
		英会話Ⅱ	必	1(30)				
	国際英語 初修外国語・日本語		選					
AI科目 データ・サイエンス	/	情報とデータリテラシー	必	2(30)				
		データサイエンス入門	必	2(30)				
生きる力を育む科目	生活		選					
	医療・健康・スポーツ	環境保健学	必	1(15)				
			選					
	キャリア形成 芸術		選					
視野を広げる科目	人文・社会科学系領域	生命倫理学	必	1(15)				
		コミュニケーション論	必	1(15)				
		家族社会学	必	1(15)				
		社会学	必	1(15)				
	自然科学系領域 複合領域		選					
			選					
基礎医学	基礎医学	身体のしくみ	必	4(60)				
		栄養学	必	1(15)				
		生化学	必	1(15)				
		身体の働き	必	2(30)				
		感染と免疫	必		2(30)			
		薬の効用と看護	必		2(30)			
		看護と病態	必		2(30)			
		病態と治療	必			2(30)		
	健康支援	看護情報論[演]	必	1(30)				
		健康学習援助論	必	1(15)				
		臨床心理学	必		1(15)			
		保健医療福祉行政論	必			2(30)		
		社会保障論	必				2(30)	
		公衆衛生看護学概論	必		2(30)			
基礎看護学	公衆衛生看護技術論Ⅰ	必		2(30)				
	基礎看護学概論	必	2(30)					
	生活援助論[演]	必	2(60)					
	看護倫理	必	1(15)					
	看護理論	必	1(15)					
	治療援助論[演]	必	2(60)					
	ヘルスアセスメント[演]	必		1(30)				
	看護過程論	必		2(30)				
基礎看護学実習Ⅰ	必	1(45)						
基礎看護学実習Ⅱ	必		2(90)					

専門科目

地域・在宅看護学	地域看護学	必		2(30)				9	
	在宅看護学概論	必			2(30)				
	在宅看護学援助論[演]	必				2(60)			
	コミュニティ共生実習	必		1(45)					
	在宅看護学実習	必				2(90)			
	成人看護学	成人看護学概論	必			2(30)			10
		成人看護学援助論[演]	必			2(60)			
		がん看護学とターミナルケア	必				2(30)		
		成人看護学急性期実習	必				2(90)		
		成人看護学慢性期実習	必				2(90)		
	高齢者看護学	高齢者看護学概論	必			2(30)			7
		高齢者看護学援助論[演]	必			2(60)			
		高齢者看護学実習Ⅰ	必		1(45)				
		高齢者看護学実習Ⅱ	必				2(90)		
	小児看護学	小児看護学概論	必			2(30)			7
		小児看護学援助論[演]	必				2(60)		
		健やか親子実習	必		1(45)				
		小児看護学実習	必				2(90)		
	母性看護学	母性看護学概論	必			2(30)			6
		母性看護学援助論[演]	必				2(60)		
母性看護学実習		必				2(90)			
精神看護学	精神看護学概論	必			2(30)			6	
	精神看護学援助論[演]	必				2(60)			
	精神看護学実習	必				2(90)			
統合と実践	医療安全論	必		1(15)				7	
	災害看護学[演]	必					1(30)		
	看護管理学	必					1(15)		
	国際看護活動論	必					1(15)		
	多職種連携・地域生活者支援実習	必					1(45)		
	統合看護実習	必					2(90)		
看護研究	保健統計学	必				2(30)		5	
	看護研究の基礎[演]	必				1(30)			
	卒業研究[演]	必					2(60)		
看護探求	看護データサイエンス	選必	【※3】	1(15)				3	
	実践看護英語	選必			1(15)				
	看護先端技術	選必			1(15)				
	国際援助と保健資源	選必			1(15)				
	家族看護学	選必			1(15)				
	保健医療情報学	選必				2(30)			
	原著講読	選必					2(30)		
	看護学特別研究	選必				1(15)			
保健師資格関連科目	公衆衛生看護技術論Ⅱ	必	【※2】		1(15)			17	
	学校保健論	必				1(15)			
	公衆衛生看護活動展開論Ⅰ	必				2(30)			
	公衆衛生看護活動展開論Ⅱ	必				2(30)			
	疫学	必				2(30)			
	公衆衛生看護管理論	必					1(15)		
	健康危機管理論	必					1(15)		
	健康課題政策論	必					1(15)		
	産業保健論	必					1(15)		
	公衆衛生看護学実習(行政)	必					4(180)		
	公衆衛生看護学実習(産業・学校)	必					1(45)		
	卒業要件単位数計								149

[演]：演習 必：必修科目 選必：選択必修科目 選：選択科目

【※1】 選択科目は国際コミュニケーション科目のうち国際英語又は初修外国語・日本語から1単位を含め12単位以上修得すること。なお、「スポーツ科学講義」及び「スポーツ科学実技」については合わせて4単位を卒業要件単位に組み入れることができる上限とする。

【※2】 修得していることが、公衆衛生看護学コースへ所属する条件の一つとなる。

【※3】 選択必修科目より3単位以上修得すること。

別表3 進級の認定(看護学科)(第5条関係)

時期	対象となる授業科目	単位未修得者に対する措置
1年次末	1年次末までに配当された必修科目	留年させ、原則として、未修得必修科目の再履修。 ただし、不合格科目が1科目の場合は、授業科目担当者の意見を勘案し、仮進級させることがある。
2年次末	2年次末までに配当された必修科目	
3年次末	3年次末までに配当された必修科目	留年させ、原則として、未修得必修科目の再履修
4年次末 (卒業認定)	卒業認定に必要な科目	留年させ、卒業認定に必要な科目の再履修

別表4 養護に関する科目の履修方法(第7条第1項第1号関係)

免許 教科	養護に関する科目	授業科目	免許法施 行規則上 の最低修 得単位数	単位数		履修上 注意を 要する 科目	備考
				必修 科目	選択 科目		
養護 教諭	衛生学・公衆衛生学 (予防医学を含む。)	保健医療福祉行政論	4	2			衛生学・公衆衛生学
		産業保健論			1	※1	公衆衛生学
		保健統計学		2			公衆衛生学
	学校保健	学校保健論	2	1		※1	
		小児看護学概論		2			
	養護概説	養護概説	2	2		※1	
	健康相談活動の理論・健 康相談活動の方法	精神看護学概論	2	2			
		コミュニケーション論		1			
	栄養学(食品学を含む。)	栄養学	2	1			
		食生活論		1		※2	
	解剖学・生理学	身体のしくみ	2	4			解剖学
		身体の働き		2			生理学
	「微生物学、免疫学、 薬理概論」	感染と免疫	2	2			微生物学
		薬の効用と看護			2		薬理概論
	精神保健	精神看護援助論	2	2			
	看護学(臨床実習及び 救急処置を含む。)	基礎看護学概論	10	2			
		看護倫理			1		
		看護理論			1		
		生活援助論[演]		2			
		治療援助論[演]		2			
		ヘルスアセスメント[演]			1		
		成人看護援助論			2		
		小児看護援助論		2			
		母性看護援助論			2		
		基礎看護学実習Ⅰ		1			
		基礎看護学実習Ⅱ		2			
		成人看護学急性期実習			2		
		成人看護学慢性期実習			2		
小児看護学実習				2			
母性看護学実習		2					
看護管理学		1					
最低修得単位数		28	35				

<履修上の注意>

※1の科目は、別表1に規定する看護学コースの教育課程としては、卒業要件外科目(自由科目)である科目を示す。

※2の科目は、別表1に規定する看護学コースの教育課程としては、視野を広げる科目の選択科目である科目を示す。

別表5 (第7条第1項第2号関係)

養護教諭一種：教育の基礎的理解に関する科目等の履修方法

科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数
教育の基礎的理解に関する科目	●教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ●教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育学・教育課程概論	2
	●教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職入門	2
	●教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2
	●幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学概論	2
	●特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育入門	2
等道徳、教育の内容、総合的な学習の時間、生徒指導の科目、時間	●道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳教育	2
		総合的な学習の時間・特別活動の指導法	2
	●教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法・技術（情報通信技術の活用を含む）	2
	●生徒指導の理論及び方法	生徒指導(養護)	2
	●教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2
関教育する実践科目	●養護実習	養護実習(事前事後指導含む。)	5
	●教職実践演習	教職実践演習(養護)	2
<履修上の注意>		合計	27

1. 「教育学・教育課程概論」、「教育心理学概論」の2科目は卒業要件単位に含むことができる。